

第 15 章 歴史的文化的環境の保全

第 1 節 歴史的文化的環境の現況

わが国の歴史を物語る史跡等の文化財は、府下各地域に多数存在し、その保護保存については、近年、環境保全という観点からも重要なものとなりつつある。

大阪は、古くから政治、経済の中心として発展してきたところであり、府域には、池上曾根遺跡、応神・仁徳陵古墳、難波宮跡、大坂城跡等、先人の活躍の跡とも言える歴史的、文化的遺産が豊富に存在している。その状況は、国及び府の指定文化財が 1,091 件、また、埋蔵文化財包蔵地は 6,613 件もの多くを保有している（表 2-15-1）。

表 2-15-1 大阪府下における指定文化財件数一覧

（昭和61年 8 月 31 日現在）

国指定文化財			府指定文化財			埋蔵文化財包蔵地			
種	別	件数	種	別	件数	種	別	件数	
有形文化財	国宝	建造物	5	有形文化財	建造物	49	古墳	8,778	
		絵画	9		絵画	11		遺跡	1,056
		彫刻	4		彫刻	63		窯跡	1,080
		工芸品	22		工芸品	85		城跡	896
		書跡・典籍・古文書	16		書跡・典籍・古文書	5		寺跡	201
		考古資料	8		考古資料	29		宮跡	10
	重要文化財	建造物	80	指定	民俗資料(有形)		6	その他	92
		絵画	109		史跡	42	計	6,613	
		彫刻	97		名勝	8			
		工芸品	178		天然記念物	67			
		書跡・典籍・古文書	97		計	310			
		考古資料	21		民俗資料(選択)	7			
		歴史資料	1		規則指定	重要美術品	8		
無形文化財	重要無形文化財	7	史跡・名勝	2					
	記録保存	1	史跡	28					
民俗文化財	重要有形民俗文化財	8	名勝	6					
	重要無形民俗文化財	2	計	44					
史跡	記録保存	1	合計	361					
	特別史跡	2							
	史跡	60							
	名勝	4							
	天然記念物	5							
	選定保存技術	8							
	合計	730							

- (注)
1. 国指定文化財とは、文化財保護法にもとづく指定をいう。
 2. 条例指定とは、大阪府文化財保護条例による指定をいう。
 3. 規則指定とは、大阪府古文化財記念物等保存顕彰規則による指定をいう。

第2節 歴史的文化的環境保全対策

歴史的文化的環境を保全するため次の諸施策を実施した。

- (1) 国宝、重要文化財等の国(府)指定の文化財について、表2-15-2のとおり保存修理や防災施設の整備に対し助成した。

表2-15-2 国宝重要文化財等保存事案件数(昭和60年度)

区 分	件 数
国 宝	0
重 要 文 化 財	7
府 指 定 文 化 財	2
防 災 施 設	1
計	10

- (2) 地域における歴史的文化的環境の核として重要な史跡等については、市町村の行う公有化事業や環境整備事業に対し表2-15-3のとおり助成を行った。

表2-15-3 公有化事業、環境整備事業助成件数(昭和60年度)

区 分	件 数
公 有 化 事 業	14
環 境 整 備 事 業	3
計	17

- (3) 埋蔵文化財包蔵地内での開発工事について、事前に開発関係者と文化財保存について、協議を行い、文化財が不用意に失なわれることのないよう行政指導を進めた。なお、昭和60年度の開発工事に伴う発掘届出件数は3,690件であった。
- (4) 発掘調査において出土した多数の遺物を計画的に整理し、泉北考古資料館、文化財資料展示室において展示公開し、府民の歴史的文化的遺産についての認識を深めた。
- (5) 市町村が設置する歴史民俗資料館については、その建設費に対し助成を行った。
- (6) 河南町、太子町の一須賀古墳群の主要部29ヘクタールを保存し、府民に歴史と文化財に親しむ憩いの場を提供するため「大阪府立近つ飛鳥風土記の丘」を昭和61年6月に開園すべく、施設整備を行った。